

本号の内容

- [AIPPI Bureau](#)
- [AIPPI Committees](#)
- [2019年 AIPPI ロンドン総会](#)
- [記事・解説](#)
- [各国部会](#)
- [行事のお知らせ](#)

AIPPI Bureau

[President からのメッセージ](#)

Renata Righetti Pelosi, (President of AIPPI)

AIPPI 会員の皆様、2019 年を迎え、すでに幸先のよいスタートを切っておられるものと存じます。カンクン総会の成功後、新体制となった Bureau には、Arno Hold 氏が Executive Director として新たに加わり、みなぎる活力と新鮮なアイデアで業務に取りかかっています。

昨年の活動から得た重要な教訓の一つは、本会が今後も知的財産の分野における思想的リーダーたらしめるのであれば、これまで以上に「能動的かつ包摂的」であるための努力が求められるということです。

[続きを読む](#)

[2025年 AIPPI 総会の開催地](#)

AIPPI 本部 Bureau ならびに Venue Selection Committee より、2025 年 AIPPI 総会の主催国が、ドバイに決まったことを報告します。

AIPPI Committees

[2018年WTOパブリックフォーラムの報告](#)

Luca Rinaldi (Vice-Chair, Standing Committee on TRIPS)

2018年10月2日から4日、ジュネーブのWTO本部で開催されたWTOパブリックフォーラムは、例年どおり3日間全日のワークショップ、ワーキングセッション、全体セッション、新刊本の発売などが行われました。今回は「2030年の貿易」、特にSDG（持続可能な発展目標）2030を達成する上での、新たなデジタル技術（人工知能、ブロックチェーン、IoT、3Dプリンティング等）と国際貿易の連携が、中心的なテーマとして話し合われました。

[続きを読む](#)

[著作権の制限と例外 - WIPO 常設委員会の最新会合](#)

Shiri Kasher-Hitin (Kasher Law Office – Israel)

WIPO 著作権・著作隣接権に関する常設委員会（SCCR）の第37回会合が、2018年11月に行われました。制限と例外（L & E）に関する、国際レベルでのさらなる規制の必要性については、立場の違いが明白になりました。

[続きを読む](#)

2019年AIPPI ロンドン総会

ロンドン総会の参加登録受付は**4月**に開始します。お待ちしております。

[スポンサーおよび出展のご案内](#)

2019年AIPPI ロンドン総会のスポンサーおよび出展の募集が始まりました。今年は出展ブースを用意しましたが、数に限りがあるので、早めに確保されることをお勧めします。

AIPPI 総会におけるスポンサーおよび出展のメリット

- 貴所を英国および世界中に紹介できる機会
- 知的財産業界から 2000 名を超える参加者
- 世界各国から訪れる参加者および講師
- ワールドクラスの国際会議場 - Queen Elizabeth II Centre
- 完全装備でセキュリティーも万全のインフラ
- ご予算に合わせて選べる多彩なパッケージ

スポンサーおよび出展の詳細・申込みについては[こちら](#)をご覧ください。

[続きを読む](#)

記事・解説

[カナダ：PCT 協働調査試行プログラム - 協働調査で質を高める](#)

Noel Courage and Donald Bocchinfuso (Bereskin & Parr LLP, Canada)

複数の特許庁によって開始された「PCT 協働調査試行プログラム (CS&E)」は、主要な特許庁の審査官が、PCT 出願の審査において協力できるようにして、特許調査および審査の質を向上させることが目的です。CS&E の利用を促進するため、この追加的な審査を現時点では無料にしていますが、最終的には有料にすることを意図しています。本稿では CS&E のプロセスについて概要を説明します。

[続きを読む](#)

[中国：ソフトウェア実施要素の解釈に関する司法判断の動向](#)

Ben NI, Qijie HUANG (King & Wood Mallesons – China)

北京知識産権法院は、最近の Sogou v. Baidu 事件において、機能的な (Means Plus Function) 要素とその保護範囲について、より専利審査指南と整合性の取れた判断を示しました。

「最高人民法院の特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈 (二)」の第 4 条では、機能的な要素の保護範囲は、明細書で開示した具体的な機能および／または効果を説明する実施例、図面および均等物に基づいて解釈すると規定し

ています。

[続きを読む](#)

[フランス：風味は著作権の対象にならない - EU 司法裁判所](#)

Tougane Loumeau (GIDE LOYRETTE NOUEL – France)

Levola Hengelo BV v. Smilde Foods BV; CJEU, Grand Chamber, November 13, 2018, case number C-310/17, ECLI: EU:C:2018:899

2018年11月13日、EU司法裁判所は、食品の風味が欧州法の下で著作権保護の対象となるかどうかについての判断を示しました。この紛争は、オランダの企業 **Levola** が「**Heksenkaas**」というクリームチーズとフレッシュハーブを使った、塗るタイプのチーズを生産しており、競合他社の **Smilde Foods** が生産する同様の商品「**Witte Wievenkaas**」が、商品の味に対する **Levola** の著作権を侵害しているとして提訴したものです。

[続きを読む](#)

[日本：意匠法の改正](#)

勝沼国際特許事務所 勝沼宏仁

2019年に日本の意匠法が大幅に改正されます。この改正には、画像意匠の保護の拡大、空間意匠の保護の導入、関連意匠制度の拡充などが含まれます。改正法は2020年に施行されます。

[続きを読む](#)

[ニュージーランド：悪質な著作権侵害に対する追加的な損害賠償を著作権管理団体が歓迎](#)

Thomas Huthwaite and Susan Hur (Baldwins Intellectual Property – New Zealand)

著作権の侵害者は、以前であれば、裁判になってからライセンス取得を検討してもリス

クは小さいと考えていたかもしれませんが、今後は追加的な損害賠償が正当化されるケースでは、賠償額が大幅に増額され得ることが、以下で紹介する事件の高裁判決で示されました。

[続きを読む](#)

[スペイン：商標ハーモ指令を実施するための商標法改正を承認](#)

Luis-Alfonso Durán (Durán-Corretjer SLP – Spain)

2018年12月21日、「欧州議会及び欧州理事会指令(EU)2015/2436」の規定に対応するためのスペイン商標法の改正に関する勅令 23/2018 が、閣議で承認されました。主な改正点は以下のとおりです。

1. いかなる個人または法人も、国籍、居住地あるいは本拠地にかかわらず、スペイン商標を出願し、所有する権利がある。

[続きを読む](#)

[トルコ：たばこ製品の義務的・統一的なプレーン・パッケージはWTO裁定の結果か](#)

Hakan Pehlivan (Istanbul Patent A.S. – Turkey)

たばこのプレーン・パッケージを義務付ける法規定が2018年12月5日に施行されました。この新たな規定により、たばこ製品パッケージの外観や、パッケージへの商標の使用に対して厳しい制限が課されます。

トルコはWHO たばこ規制枠組条約の締約国であり、たばこ製品の販売や広告宣伝に対してさらなる制限の導入も計画していたのですが、オーストラリアの2011年たばこプレーン・パッケージ法に関する紛争：WT/DS435/R、WT/DS441/R、WT/DS458/R、WT/DS467/R に対する、2018年6月28日のWTO紛争解決パネルによる裁定が契機となり、たばこ製品における商標使用の制限を進めることになりました。

[続きを読む](#)

[米国：商品包装に付される多色標章の登録にも識別力の獲得が必要](#)

Seth I. Appel (Pattishall, McAuliffe, Newbury, Hilliard & Geraldson LLP – U.S.A.)

米国では長年にわたり、識別力を獲得していない単色標章には、商標登録は認められないとされています。この一般原則はこれまで、多色標章については検討されていなかったのですが、今回お話しする **USPTO** の商標審判部 (TTAB) が示した判断では、この原則は、固有の識別力を有していないと判断された多色標章にも適用され、登録が認められるには、獲得した識別力の証明が必要であると結論づけています。

[続きを読む](#)

各国部会

[中国 : AIPPI 中国著作権フォーラム 2018 - 北京](#)

(Allen) Jun Wang (Beijing TA Law Firm – China)

2018年12月22日に北京で開催された AIPPI 中国部会の著作権フォーラムでは、国内の専門家、学者、業界代表、弁護士など 200 名が参加し、著作権の法律および運用における注目度の高い複雑な課題を取り上げました。

[続きを読む](#)

[コロンビア : マドリッド議定書に関する調査研究](#)

コロンビア部会の会長 **Juan Carlos Cuesta** が、マドリッド議定書の実務に関するアンケート調査を実施しています。このアンケートは、マドリッド議定書の影響調査に使用し、今年の後半に書籍として出版します。商標の実務者にとって、マドリッド議定書の利用に関する実用的なガイドになると思います。

出版されたら、AIPPI 会員の皆様には、この調査研究のサマリーをご覧いただけるようにします。

ネット上で回答できる、短い無記名式のアンケートです。この調査研究に協力いただける方は、下記のリンクからお願いします。

スペイン語：

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdDkUu3f6nOyB78ObXiEV2Ugt5L0O4Ek0LymzCEuClG0fI2ng/viewform>

英語：

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfTsITJeVOX-NEnvrLiO6fETuebsxEmMzMg2HDn5mVGmiMCdA/viewform>

[続きを読む](#)

行事のお知らせ

[学生ならびに実務者の皆様へ - ECTA AWARD 2019 応募のご案内](#)

締め切りは 2019 年 3 月 1 日です！

ECTA AWARD は、欧州の商標法、意匠法、著作権法または地理的表示法の発展の重要性に関する記事や小論文を書いた個人を表彰するものです。賞の授与式は、エジンバラで開催される欧州共同体商標協会（ECTA）の第 38 回年次総会の中で執り行う予定です。

[続きを読む](#)

[Search Matters 2019](#)

特許調査の実務者のための研修イベント

日時：2019 年 5 月 6 日～8 日

開催地：ミュンヘン（ドイツ）

Search Matters は、特許分野の調査に携わる人々に、EPO の舞台裏をお見せする、他に類のない 2 日間のイベントです。今年は EPO の特許調査における戦略や技術を紹介し、経験豊かな特許審査官が講師となって、特に重要な問題に関するワークショップを行います。

[続きを読む](#)

AIPPI のイベントに関する最新情報は [Facebook](#)、[Twitter](#)、[LinkedIn](#) で確認してください。

国際知的財産保護協会 (AIPPI)

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | P.O.BOX | CH-8027 Zurich

Tel. 44 280 58 80 | Fax 44 280 58 85

enews@aippi.org | www.aippi.org

免責事項：

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。